

株式会社エニワイヤ殿ならびに齋藤善胤氏との訴訟結果について

元弊社常務取締役の齋藤善胤氏ならびに同氏が弊社退任直後に設立されました株式会社エニワイヤ殿との3年10ヶ月に亘る係争につきましては、平成20年9月12日の最高裁判所決定により終結いたしました。

この間に、お客様には何かとご心配をお掛けいたしましたことを改めてお詫び申し上げます。

また、多方面の皆様方からの励ましのお言葉も頂戴いたしました事につきましても、深く御礼申し上げます。

つきましては、以下に今回の係争の経緯をご報告させていただきますとともに、弊社におきましては、今後とも最高品質の製品とサービスのご提供に邁進いたしたいと考えておりますので、何卒、倍旧のお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

平成20年10月

NKE株式会社 代表取締役社長 中村道一

係争の経緯

平成16年11月	株式会社エニワイヤ殿ならびに齋藤善胤氏を京都地方裁判所に提訴
平成19年3月	京都地方裁判所にて判決言渡
同年4月	株式会社エニワイヤ殿ならびに齋藤善胤氏が、京都地裁判決を不服として大阪高等裁判所に控訴
平成20年1月	大阪高等裁判所にて控訴審判決言渡
同年2月	株式会社エニワイヤ殿ならびに齋藤善胤氏が、大阪高裁判決を不服として最高裁判所に上告ならびに上告受理申立
平成20年4月	大阪高等裁判所が上告却下の決定
平成20年9月	最高裁判所第二小法廷が上告受理申立に対する不受理決定 【大阪高裁の控訴審判決が確定】

控訴審判決の主文等

大阪高等裁判所 平成19年(ネ)第1292号 損害賠償請求控訴事件

原審・京都地方裁判所 平成16年(ワ)第3092号

口頭弁論終結日 平成19年12月12日

控訴人 株式会社エニワイヤ 代表者代表取締役 齋藤善胤

控訴人 齋藤善胤

被控訴人 NKE株式会社 代表者代表取締役 中村道一

主文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人らは、被控訴人に対し、連帯して、2000万円及びこれに対する平成16年12月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は第1、2審を通じこれを2分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人らの負担とする。
- 5 この判決2項は仮に執行することができる。

以上